

## 肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分

日本肺癌学会 肺がん検診委員会

判定区分	細胞所見	指導区分
A	喀痰中に組織球を認めない	材料不適、再検査
B	正常上皮細胞のみ 基底細胞増生 軽度異型扁平上皮細胞 線毛円柱上皮細胞	現在異常を認めない 次回定期検査
C	中等度異型扁平上皮細胞、核の増大や濃染を伴う円柱上皮細胞	程度に応じて6か月以内の追加検査と追跡
D	高度（境界）異型扁平上皮細胞、または悪性腫瘍の疑いのある細胞を認める	ただちに精密検査
E	悪性腫瘍細胞を認める	

- 注 1) 個々の細胞ではなく、喀痰1検体の全標本に関する総合判定である。  
 2) 全標本上の細胞異型の最も高度な部分によって判定するが、異型細胞少数例では再検査を考慮する。  
 3) 扁平上皮細胞の異型度の判定は異型扁平上皮細胞の判定基準（表3）写真を参照して行う。  
 4) 再検査とは被体が喀痰ではない場合に再度検査を行うことを意味する。  
 5) 追加検査とはC判定の場合に喀痰検査を追加して行うことを意味する。  
 6) 再検査や追加検査が困難なときには、次回定期検査の受診を勧める。

### ○ 市の喀痰細胞診の対象者（実施要領より抜粋）

#### エ 喀痰細胞診

（ア）喀痰細胞診の対象は、問診の結果に基づき、原則として次のいずれかに該当する者とする。

◎50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上の者。

（過去における喫煙者を含む）

また、加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」に読み替える。

◎アスベスト関連スクリーニングにおいて必要な者。

- 喀痰細胞診のみでの実施はありません。必ず肺がん検診とセットです。
- 痰が多い等本人の訴えによるものは、検診でなく、医療での対応をお願いします。
- 検診で胸膜プラークの所見を有した場合は、別紙「胸膜プラーク」を指摘された方へのチラシを用い市民に情報提供してください。